

4. 除外率の引き下げについて

※本稿は、北海道労働局(www.hokkaido-labor.go.jp/)からダウンロードしたものである。

雇用率制度上の雇用義務の軽減措置である除外率制度について、廃止に向けて段階的に縮小することとしました。（平成 16 年 4 月 1 日から施行されます）

■ 除外率制度とは・・・

すべての事業主が平等に身体障害者又は知的障害者を雇用するという社会連帯の理念からすれば、個々の事業主が雇用すべき身体障害者又は知的障害者の数は、その事業主が雇用するすべての労働者の数に障害者雇用率を乗じて算定すべきものと考えられます。

(参考) 現行の障害者の法定雇用率

(民間企業)

一般の民間企業 1.8%、特殊法人 2.1%

(国及び地方公共団体)

国、地方公共団体 2.1%、都道府県等の教育委員会 2.0%

しかし、職務によっては、身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であり、一律に雇用率を適用するのが不適当なものがあることも事実です。

このため、身体障害者及び知的障害者の就業が一般的に困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種ごとにあらかじめ除外率を定め、雇用しなければならない法定雇用障害者数を算定する際の基礎となる常用労働者数の算定に当たっては、この除外率に相当する労働者を控除することとされています。

(例) 労働者数 1,000 人で除外率 50%の業種の場合、雇用義務は 18 人から 9 人に軽減されます。

- ・除外率なし $1,000 \times 1.8\% = 18$ 人 (雇用義務数)
- ・除外率あり $(1,000人 - \frac{1,000人 \times 50\%}{\text{除外率50\%相当}}) \times 1.8\% = 9$ 人 (雇用義務数)

■ 除外率の引き下げ幅は・・・

各業種ともまずは10%ポイント引き下げることとされています。

■ 除外率が下がると・・・

除外率が設定されている業種においては、雇用すべき障害者数が増えます。(除外率が 10% ポイント下がると、雇用すべき障害者数は、1,000 人につき 1~2 人増加します。)

■ これから除外率は・・・

この除外率については、準備期間を置き、一定期間かけて段階的に引き下げ、廃止を目指し、縮小を進めることとしています。

事業主のみなさまにおかれは、不足する障害者の雇用を早期に計画的に行っていただくよう、お願いいたします。

見直し後の除外率設定業種及び除外率

除外率設定業種	平成16年4月1日施行 除外率		
	改正前		改正後
・タイヤ・チューブ製造業 ・窯業・土石製品製造業 ・金属製品製造業 ・一般機械器具製造業 ・ガス業 ・機械等修理業(別掲を除く)	10%	→	0%
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)	15%	→	5%
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業	20%	→	10%
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	25%	→	15%
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	30%	→	20%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)	35%	→	25%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便局	40%	→	30%
・港湾運送業	45%	→	35%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	50%	→	40%
・林業(狩猟業を除く。)	55%	→	45%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	60%	→	50%
・特殊教育諸学校(盲学校を除く。)	65%	→	55%
・石炭・亜炭鉱業	70%	→	60%
・道路旅客運送業 ・小学校	75%	→	65%
・幼稚園	80%	→	70%
・船員等による船舶運航等の事業	100%	→	90%